

不登校児童生徒等の多様な学びの機会の確保について

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和3年度の全国の不登校児童生徒数は244,940人と平成27年度からの6年間で約2倍に激増し、過去最多となっている。不登校児童生徒一人一人の背景やニーズは多様化していることから、個に応じた適切な支援や働きかけが求められている。しかし、令和4年度の国の不登校児童生徒支援に係る補助事業の予算は、文部科学省所管一般会計予算「文教関係予算」の1%にも満たないことから、不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かう環境づくりのための十分な支援ができていないと言いがたい。

このような課題認識のもと、令和4年4月の第81回九都県市首脳会議において、不登校児童生徒等の多様な学習機会の確保及び学びの質の向上のため、九都県市が共同で研究することを合意し、「不登校児童生徒等の多様な学習機会の確保に関する検討会」を設置した。

これまで検討会においては、各都県市における不登校児童生徒支援の現状や課題の収集を行ってきた。各都県市は公的支援のみならず、フリースクール等民間機関との連携も含め、創意工夫を生かした取組をすることで、一定の成果をあげている。

しかしながら、令和4年6月の「不登校に関する調査研究協力者会議報告書」で今後重点的に実施すべきものとして挙げられた施策のうち、「校内教育支援センター（別室登校）」と「教育支援センター」の2事業においては、

- ・十分な数の教職員等が配置されていないため、安定的、継続的に支援をすることができない
- ・場所の確保や整備ができず、「校内教育支援センター（別室登校）」、「教育支援センター」を開設、拡充することができない

ことが九都県市共通の課題となっており、国の財政措置が充実することにより、各自治体での更なる推進が見込まれる。

以上の課題を解決し、増え続ける不登校児童生徒一人一人のニーズに応えられる体制を構築していくために、今後、国と地方公共団体が連携して取組を推進していく必要がある。

そこで、不登校児童生徒等の多様な学習機会の確保と学びの質の向上に向けて、今後より一層支援を充実していくため、次の事項を要望する。

- 1 校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒支援を行う教職員を、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」における教職員定数に位置付けるなど、安定的な配置に向けて必要な措置を講ずること。
- 2 上記1が実現されるまでの当面の措置として、校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒一人一人に応じた支援を行うための人員の確保に向けて、国の予算を増額し、加配定数の拡充や、国庫補助における財政支援を現在の3分の1からさらに拡充するなど、必要な措置を講ずること。
- 3 校内教育支援センター及び教育支援センターを設置するための場所の確保や、環境整備にかかる費用について、十分な財政措置を行うこと。
- 4 不登校児童生徒等への多様な学びの機会に向けた支援において、各自治体が創意工夫をしながら柔軟に対応できるよう、自由度の高い交付金を新たに設けるなど、十分な財政支援を行うこと。

令和5年3月30日

文部科学大臣 永岡 桂子 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒岩 祐治
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	横浜市長	山中 竹春
	川崎市長	福田 紀彦
	千葉市長	神谷 俊一
	さいたま市長	清水 勇人
	相模原市長	本村 賢太郎